



本欄は宣撃の心構を以て路政に關する研究に資せんとする爲めに設けたる次第に付概念の遊戯に墮するが如きものは差控ゑ可成實際上の處理に關する疑義の質義に利用せられんことを望む。

△我帝國は愈々東亞保全之爲、長期建設を目ざして新秩序を整へ邁進しなければならぬ時節となつた。夫故に土木鉄道の使命を荷へる吾人は此上にも業務上の智能を啓き認識を深かめ各自の立場に於て畢生の努力を盡し以て帝國の發展に貢献せねばならぬ。仍て新に「路政問答」なる欄を設け道路法、軌道法、自動車交通事業法、陸上交通事業調整法、土地收用法、水道条例、下水道法及之等の附屬又は關係法規に關する質疑は勿論事實に即して惹起せる疑義について慎重研究の上本誌上に其の解答を公にして廣く研究の資に供せんと欲する。庶幾は愛讀の諸君は充分に本欄を利用せられんことを。(編輯主任)

田口一一郎

◎軌道法改正の要點

問 今議會で軌道法の改正が行はれた様であるが、どう改正されたのであるか、又其の施行時期如何(保庫生)。

答 軌道法中改正法律案は地方鐵道法中改正法律案と共に第七十四帝國議會に提出され、何れも原案通り貴衆兩院を通過し、前者は昭和十四年三月二十二日法律第二十號、後者は同日法律第十九號を以て公布された。其の改正内容に付ては本誌前號一三七頁以下に於て淺香氏が議會に於ける

経過と共に詳細を紹介して居られるから、それを御覽願ふこととし、茲には簡単に軌道法改正の要點のみを搔きんで申上げる。

一 従来は商法の特別規定として、軌道會社に對し株金全額拂込前と雖主務大臣の認可を受け線路の延長又は改良の費用に充てる爲増資することを認め、又線路延長の費用に充てる爲増資をする場合には同じく認可を受けて利益配當に關し一定期間普通株に劣る株式所謂後配株を發行し得るものとしてゐたが、改正商法は一

般的に株金全額拂込前の資本増加及後配株其の他數種の株式の發行を認めることがなつたので、之に伴つて右の特別規定が撤廃され、軌道會社も商法の一般規定に従ひ別段認可を要せずして自由に株金全額拂込前の増資又は後配株其の他數種の株式の發行を爲し得ることとなつた。

二 主務大臣は公益上必要あるときは軌道經營者に對し他の鐵道又は軌道との連絡運輸又は直通運輸を命じ得

ることとなつてゐたが、現在に於ける各種交通機關發達の實情に鑑みて鐵道軌道のみならず自動車運輸事業者等廣く他の陸上運送事業者との間に斯ることを命じ得る途を開くことが適當であるし、又命令事項も連絡直通運輸のみに限らず關係交通機關の綜合的機能の増進を圖る爲運賃協定の他運輸に關する協定をも命じ得ることが適當であるから此の趣旨に基く條文の修正が爲された。

三 軌道の買收又は補償に際しては政府の交付すべき買收代價又は補償金は五十五年内に償還すべき五分利附國債證券を以てするのを原則とし、昭和九年度以降單行法（同年法律第二十二號）を制定して暫定的取扱として之を時價に依り五分未満の利附國債證券に換算して交付してゐた。ところが換算の基準となるべき五分利附國債證券が著しく減少し最近では殆んど其の發行を見ない様な状態であるので、適正な時價を定めることが困難となつた。そこで買收代價又は補償金として

交付する國債證券の種類を特定のものに限定しないで、隨時金利の状勢に応じて發行されるものを以て交付し得ることに改められ、前記單行法の廢止と共に買收價額又は補償金の算定途中で五分利附國債證券の時價に依り換算する場合の條項が削除された。

四 軌道監督上の主務大臣の職權の一部は地方長官に委

任されてゐるが、更に現在鐵道大臣の專管に屬してゐる。

營業方面の輕易な事項、例へば運賃の割引と謂ふ様なことがらは之を鐵道局長に委任するのが事務簡捷上適當であると謂ふので地方長官と相並んで鐵道局長に對する職權委任の途が開かれた。

五 同じく今議會を通過した非訟事件手續法の改正に對應して過料に付非訟事件手續法の規定を準用する條項

が削除された。

此の軌道法中改正法律の規定には商法中改正法律（及非訟事件手續法中改正法律）と同時に施行することを要するものがあるので其の施行の期日は各規定に付勅令を以て定

むことゝなつて居り、本年四月二十一日勅令第二百二十六號を以て商法の改正に伴ふ改正規定は商法中改正法律施行の日より、其の他の改正規定は本年四月二十五日より施行することゝ定められた。尙商法中改正法律（及非訟事件手續法中改正法律）の施行は昭和十五年一月の豫定だと聞いてゐる。

◎水道條例の適用ある水道と所謂私設水道との區別

問 鐵業地帶に於て事業主が從業員の外小學校、巡査駐在所、教員住宅等の他一般商店等に無料にて飲料水を鐵管を以て給水する場合及從業員にのみ給水する場合は何れも水道條例に依る水道として取扱ふべきものなりや（北海道S生）。

答 水道條例第一條には「水道トハ市町村ノ住民ノ需要ニ應シ給水ノ目的ヲ以テ布設スル水道ヲ謂フ」ものと定められてゐるが、「市町村住民ノ需要ニ應シ」とあるは同第二條

に於て水道の市町村公營主義を原則としてゐるのに對應するものであつて、必ずしも文字通りに解釋すべきではなく、水道とは一般公衆の需要に應じて飲料水を供給する目的を以て施設せらるゝ設備を謂ふと定義されるのを普通とする。

然しながら茲に所謂一般公衆の意義に付ては之を不特定且多數人なりとするものと、特定、不特定を問はず多數人なれば可なりとするものとに說が岐れてゐるものゝ様である。前説に従ふならば御質問後段は水道條例の水道ではなく、前段は從業員の外給水可能區域内に於ける何人の申込にも應じて給水する目的を以て施設する場合に於ては有料無料を問はず水道條例の適用があることゝなる。又後説に依るならば前段も後段も給水を受ける者が多數である以上總て水道條例の適用があることゝなる。尤も如何なる限度に達したならば多數と謂ひ得るかは困難な問題であらう。

私は水道條例に所謂水道の公企業的性質に鑑み前説を以て正しいものと考へてゐるのであるが、事業主が從業員の

舍宅のみ給水する様な所謂私設水道でも、被給水人員が相當多數に上り設備の規模も相當大きなものである場合には、實質上一般水道に大差がないのであるから之を單に廳府縣令の衛生警察規則や土木工事取締規則に委ねて置くことは妥當でないと思ふ。速に水道條例を改正して斯るもの最も適當に規律する様に考慮すべきであらう。

